第５章　多文化共生社会の実現に向けた施策

５－１　言語・情報に関する安心づくり

（１）情報提供

▶施策の方向性

文化や生活習慣、制度などの異なる国から来た外国人住民に、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらえるように、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語ややさしい日本語による情報提供の充実とやさしい日本語の普及・活用を図ります。

情報媒体が多様化するなかで、外国人住民が情報を入手しやすい手法の充実を図ります。

▶個別施策

① 多言語等での情報提供の充実

外国人住民の情報ニーズを把握しながら、外国人住民に対する行政情報の提供の方針を作成します。日本人住民に対して提供されている行政等に関する情報を外国人住民も得られるように、多言語ややさしい日本語を使い分けながら、情報を提供していきます。

② やさしい日本語の普及・活用

日本語が得意でない外国人住民に少しでもわかりやすく情報を提供するため、行政職員や地域・企業へのやさしい日本語の普及に努めるとともに、その活用を促進します。

③ 効果的な情報発信の充実

外国人住民が利用しやすい情報媒体を把握しながら、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）※1やメール、外国人コミュニティなど多様な情報媒体・ネットワークを活用した、より効果的な情報発信に努めます。

▶主な事業・取組

○外国人住民に対する行政の情報提供の方針づくり
○行政情報の多言語化とやさしい日本語での提供の充実
○封筒に記載する文書内容タイトルの多言語化等※2の実施
○やさしい日本語講座の実施
○効果的な情報媒体等の充実
○地域や企業、外国人コミュニティ等と連携した情報発信

※１　ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）とは、登録されたメンバーのみがコミュニケーションできるインターネット上の交流の場。
※２　**多言語化等**とは、日本語以外の言葉に翻訳するだけではなく、やさしい日本語にすることも含む。

（２）日本語学習

▶施策の方向性

外国人住民が地域に溶け込んで自立した生活を営むために必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ意識の向上に努めます。

また、日本語を学びたい外国人住民のニーズに応じた学習環境の整備と日本語学習支援の質の向上に努めます。さらに、多様な日本語学習機会を提供するため、外国人住民にとってより身近な企業や生活している地域においても、日本語学習機会が提供できるようその環境整備に努めます。

▶個別施策

① 日本語を学ぶ意識の向上

日本語教室に通っている外国人住民や地域・企業と連携して、日本語学習の必要性を伝えたり、日本語教室の紹介を行うなど外国人住民の日本語を学ぶ意識の向上を図ります。

② 日本語の学習機会の充実

日本語教室の開催時間帯や場所などについて外国人住民のニーズを把握し、外国人住民が参加しやすい教室の開催とその情報提供に努めます。また、日本語指導員のスキルアップを図るとともに、市民活動団体等の専門家と連携して、日本語教室の質の向上に努めます。

地域や企業において日本語を指導する人材を育成し、その人たちが活躍できる環境を整備するなど、日本語の学習機会を充実します。

③ 日本語にふれる多様な機会づくり

外国人住民が日本語に触れ、実践を通して日本語を学ぶことができるよう、日本人と言葉を交わすことができる多様な機会づくりに努めます。

▶主な事業・取組

○日本語教室の周知
○地域や企業、外国人住民と連携した日本語教室の周知
○専門家と連携した日本語教室の充実
○日本語指導員のスキルアップ研修の充実
○日本語を指導する人材育成講座の実施
○企業や地域での日本語教室の開催支援

５－２　生活に関する安心づくり

（１）生活全般

▶施策の方向性

外国人住民の多様な生活相談に対応するため、相談支援体制の整備・充実に努めます。

また、日本語能力が十分でなくても安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくり、公共施設づくりに努めます。

▶個別施策

① 相談支援体制の整備・充実

職員の多文化共生に関する専門的スキルの向上に努めます。また、外国人住民に専門家を紹介できるよう、専門家とのネットワークの形成を図るなど、多様な相談内容に対応できる相談支援体制の整備・充実に努めます。

② ユニバーサルデザインのまちづくり

市内の公共施設の看板や施設内の案内板等の表示ルールに基づいて、市が設置する看板・案内板の多言語化等やピクトグラム（記号）の活用に努め、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

③ 外国人住民も利用しやすい公共施設づくり

来庁、来館した外国人住民に適切な対応が行えるよう、職員のスキルの向上に努めます。また、各課・施設に通訳職員を派遣できるよう、主要言語に対応した通訳職員の充実を図るとともに、外国人住民も利用しやすい公共施設づくりに努めます。

▶主な事業・取組

○外国人住民も利用しやすい相談対応窓口の充実
○多文化共生に関する専門的スキルを持つ人材（多文化共生マネージャー※1や多文化ソーシャルワーカーなど）育成
○専門家とのネットワーク形成
○市が設置する案内板の多言語化等の推進
○ユニバーサルデザインに関わるサイン計画の調査・研究の実施
○庁内の指さし案内板の充実
○多文化共生に関する職員研修の実施
○フィリピン語※2等主要言語の通訳職員の設置
○「（仮称）図書情報館」での多文化、多言語サービスの推進

※１　**多文化共生マネージャー**とは、外国人住民に関わる諸制度や諸課題について理解しており、多文化共生社会の進展に対応できるための知識の習得、関係機関・部局等とのコーディネート能力及び企画・立案能力を有するマネージャー的人材。財団法人自治体国際化協会、ＪＩＡＭ（全国市町村国際文化研修所）が共催で行う研修を受講した人。

※２　**フィリピン語**とは、フィリピンで話されている言語の総称。

（２）居住

▶施策の方向性

本市に転入してきた外国人住民が地域生活に円滑に対応できるよう、生活習慣やルールなどの周知に努めます。また、日本人住民と外国人住民がともに地域で暮らしていくための生活習慣やルールなどを考えたり、学んだりする機会づくりに努めます。

外国人住民への住まいに関する情報提供を充実するとともに、不動産関係者等の多文化共生への理解促進に努めます。

▶個別施策

① 生活ルールなどを学び・考える機会の充実

生活ガイドブックの充実を図るとともに、地域で生活するうえで必要な生活習慣やルールを知る機会の充実に努めます。また、地域等と連携して、これから地域でともに暮らしていくための生活ルール等を一緒に考え、学ぶ機会の充実に努めます。

② 住宅に関する情報提供の充実

公営住宅の情報や住宅に関する相談窓口の情報などを多言語ややさしい日本語を使い分けながら、提供していきます。

③ 不動産関係者等の理解促進

外国人住民が住まいの確保に困ることがないよう、愛知県あんしん賃貸支援事業※を普及するなど、不動産関係者等の多文化共生への理解促進に努めます。

▶主な事業・取組

- ○多言語版生活ガイドブックの配布
- ○多言語版ごみ出しガイドブックの配布
- ○まちかど講座の普及（ごみ出しなどの生活ルール講座の実施）
- ○住宅に関する情報の多言語ややさしい日本語での情報提供
- ○不動産関係者等への愛知県あんしん賃貸支援事業の普及

※ **愛知県あんしん賃貸支援事業**とは、賃貸人と入居希望者の双方の不安を解消するために、高齢者・障害のある人・外国人・小さい子どもがいる世帯等を受け入れる住宅として、愛知県に登録された民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）のことで、あんしん賃貸住宅に関する情報提供や、様々な居住支援サービスの提供を促すことにより外国人等の入居をサポートする事業。

（３）労働

▶施策の方向性

多文化共生の実現には、外国人労働者の適正な雇用が行われるとともに、日本人労働者と外国人労働者がともに働きやすい環境の整備が重要であるため、企業への外国人労働者の雇用に関する情報の周知に努め、多文化共生の職場づくりを促します。

また、外国人住民が安定した労働を得て、日本や本市の活性化に能力を活かせるように、労働や就労・起業支援に関する情報提供の充実に努めます。

▶個別施策

① 多文化共生の職場づくりの促進

外国人労働者の雇用企業に対して、多文化共生に取り組んでいる企業の事例紹介や、労働関係法令や社会保険への加入義務などの各種法令・制度、2008（平成 20）年に東海三県と名古屋市が地元経済団体の協力を得て策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」※ の周知に努め、商工会議所などと連携して多文化共生の職場づくりを促進します。

② 労働に関する情報提供の充実

外国人住民の労働に関する課題に対応するため、労働や就労・起業支援に関する相談窓口や講座などの情報を多言語ややさしい日本語で提供するなど、労働に関する情報提供を充実します。

▶主な事業・取組

○多文化共生に取り組んでいる企業の事例紹介
○「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の普及・啓発
○企業への労働関係の法令・制度に対する意識啓発
○多文化共生に取り組む企業の認証制度の検討
○労働関係の情報の多言語ややさしい日本語での提供
○県などが実施する外国人住民向けの相談窓口や職業訓練などの情報提供
○ハローワークが開催している日本語教室の情報提供

※ **「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」**は、経済界、企業グループ全体において、当地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用や、外国人労働者とその家族の地域社会参画の機会確保、保護者としての責任を果たすことができるような環境整備などに自主的に取り組むことを呼びかける内容となっている。

（４）医療・保健・福祉

▶施策の方向性

外国人住民の医療や社会保障制度に対する理解を深め、外国人住民が適切な医療・保健・福祉サービスを受けられるように、医療・各種制度等の周知に努めます。

また、外国人住民の滞在の長期化・永住化に伴う医療・保健・福祉に関する課題の多様化に対応するため、外国人住民が各種サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

▶個別施策

① 医療・保健・福祉に関する制度等の周知

医療保険制度や介護保険制度、年金制度、社会保障協定※1 などの社会保障制度についての情報を、企業や医療機関などと連携して、多言語ややさしい日本語で提供します。

② 医療・保健・福祉サービスが受けやすい環境づくり

休日夜間急病診療所などの医療に関する情報、健康づくりや健診・予防接種などの保健事業に関する情報、高齢者福祉や障害者福祉、地域福祉事業などの福祉サービスに関する情報を、多言語ややさしい日本語で提供します。

また、保健センター等での健康相談等に通訳職員を派遣したり、あいち医療通訳システムを普及するなど、関係機関と連携を図り、外国人住民が医療・保健・福祉サービスを受けやすい環境づくりに努めます。

▶主な事業・取組

○健康保険や介護保険などの社会保障制度と保険加入促進の周知
○保健事業、福祉サービスなどに関する多言語ややさしい日本語での情報提供
○あいち医療通訳システム※2の普及
○医療機関への「医療機関等外国人対応マニュアル」※3の普及

※１　**社会保障協定**とは、外国人住民の、①母国と日本の「保険料の二重負担」を防止するために、加入するべき制度を二国間で調整するため、②保険料の掛け捨てとならないために、日本の年金加入期間を協定を結んでいる国の年金制度に加入していた期間とみなして取り扱い、その国の年金を受給できるようにするために締結している協定。

※２　**あいち医療通訳システム**とは、外国人県民が安心して医療を受けられる環境を整備するため、通訳派遣や電話通訳、翻訳等によって、外国人住民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的とした事業。

※３　**医療機関等外国人対応マニュアル**とは、医療機関などで外国人住民の対応をする場合に役立つように、文化の違いや宗教上の注意点、外国と日本の医療制度の違いや、治療などの際の対応のポイントについて、愛知県がまとめたもの。

（５）防災・防犯・交通安全

▶施策の方向性

外国人住民が、災害や緊急時に少しでも安心して対応でき、日本人住民と一緒に支援者として活躍できるようにするとともに、外国人住民が犯罪や事故にあわないよう、防災・防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ります。

災害時に外国人住民も安心して避難所での生活を送ることができるように、災害時の支援体制を整備します。

また、災害や緊急時に情報が外国人住民に伝わるよう、防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みを構築します。

▶個別施策

① 防災・防犯・交通安全に関する意識の向上

防災・防犯・交通安全に関する基本的な情報について、多言語ややさしい日本語で提供を行うとともに、地域や企業などと連携して学習機会を設けるなど、外国人住民の防災・防犯・交通安全に関する意識の向上を図ります。

② 災害時の避難・支援体制の整備

災害時通訳ボランティアの養成に努めます。また、地域や企業、市民活動団体等と連携し、災害時の外国人住民の支援体制を整備するとともに、外国人住民も担い手として活躍できる体制の整備に努めます。

③ 防災・防犯・交通安全に関する情報提供の仕組みづくり

防災・防犯・交通安全に関する情報について、多言語ややさしい日本語での提供に努めます。

また、災害時に外国人住民に情報を伝えるため、災害対策本部からの情報の翻訳手法や発信手法、市民活動団体等や他自治体等と連携した情報発信など、発災からの経過に合わせた情報発信の仕組みをつくります。

▶主な事業・取組

○多言語版防災ガイドブック・マップの普及
○警察署や消防署と連携した防災・防犯・交通安全教室や講習会の開催
○まちかど講座の普及（外国人住民への防災・防犯・生活安全に関する講座の実施）
○各主体との協働による外国人住民が参加しやすい防災訓練の開催支援
○災害時通訳ボランティアの養成
○外国人への緊急時の情報提供体制づくり
○避難所などの案内板の多言語化等

５－３　子育て・教育に関する安心づくり

（１）子育て

▶施策の方向性

妊娠・子育て中の外国人住民の不安を軽減し、日本での子育て・保育等に対する理解を深めるため、子育て等に関する情報提供と事業への参加の促進に努めます。

また、外国人住民の子どもが小学校や中学校に早期に適応できるように、就学前や編入前の子どもに対する就学支援を充実します。

子どもの地域での生活や学習をサポートするため、地域における子どもの居場所の充実に努めます。

▶個別施策

① 子育て等に関する情報提供の充実・参加機会の提供

妊娠中・子育て中の外国人住民に対し、本市の母子保健・子育て支援、就学に関する情報を多言語ややさしい日本語で提供します。また、子育て世代の仲間づくりや、子育てに関する日本語の学習機会も兼ねて、子育てサークルなどの子育て支援事業への参加を促します。

② 外国人住民の子どもの就学支援の充実

就学前・編入前の外国人住民の子どもが学校生活に円滑に適応できるよう、就学支援を充実します。

③ 地域における子どもの居場所の充実

地域における子どもの居場所の情報について、多言語ややさしい日本語で提供します。また、地域で日本語や日本社会に関する学習のサポートに取り組んでもらえるように、人材養成講座を開催するなど、地域における外国人住民の子どもの居場所の充実に努めます。

▶主な事業・取組

○子育て等に関する多言語ややさしい日本語での情報提供
○まちかど講座の普及（外国人住民への保育・子育てに関する講座の実施）
○子育て等に関する相談への通訳職員の派遣
○体験入学の実施
○地域における学習支援人材の養成

（２）教育

▶施策の方向性

外国人住民の子どもの教育に対する関心や将来の進学や就労に対する意欲を高めるため、また保護者が子どものライフステージに合わせた対応ができるよう、保護者や子どもに対して、教育制度や進路進学に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、外国人住民の子どもの教育の現状課題を踏まえて、学習支援を充実します。

すべての子どもに多文化共生・国際理解に対する意識を育む学習機会を提供します。

▶個別施策

① 教育制度や進路進学に関する情報提供・相談体制の充実

外国人住民の子どもやその保護者に対して、日本の教育制度や進路進学に関する学習機会の情報提供や相談体制を充実します。

② 外国人住民の子どもの学習支援の充実

先生に対して外国人住民の子どもの教育に関する学習機会の情報を提供します。また、外国人住民の子どもの教育に携わる先生の意見交換や研究会等を行うことによって、子どもの学習支援を充実します。

③ 子どもへの多文化共生・国際理解教育の推進

子どもの多文化共生・国際理解に対する意識を育むため、小中学校の授業を通した、多文化共生・国際理解の学習機会を提供します。

▶主な事業・取組

- ○外国人住民の子どもやその保護者への教育制度に関する相談活動の充実
- ○外国人住民の子どもの教育に携わる先生の意見交換会の開催
- ○主要言語の通訳職員の充実
- ○日本語適応指導教室※の先生の研修会の充実
- ○教育機関における多文化共生・国際理解教育の充実

※ **日本語適応指導教室**とは、日本語の指導が必要な児童生徒に対して、日本の学校生活等への適応指導や日本語指導を行っている。本市では、日本語の指導が必要な児童生徒が 10 人以上いる場合に日本語指導を行う教員の加配措置を行っている。

５－４　多文化共生の地域づくり

（１）多文化共生の意識づくり

▶施策の方向性

多様な価値観を育みながら互いに認め合える社会をつくるとともに、多文化共生・国際理解に対する認識を深めるため、国籍を問わず市民が相互に交流し、多様な文化に触れる機会の充実や意識啓発を図ります。また、子どもからお年寄りまで、多くの市民に日本や本市に対する愛着を育んでもらうために、日本や本市の歴史・文化に触れ、学ぶ機会を充実します。

本市における様々なまちづくりにおいて、多文化共生の視点を踏まえて取り組んでもらうため、まちづくりの担い手や関連する活動について支援します。

▶個別施策

① 外国人住民と日本人住民の交流機会の充実

外国人住民と日本人住民が交わり、互いの文化にふれあう機会をつくります。また、外国人住民や日本人住民、地域や市民活動団体等が企画する外国人住民と日本人住民の交流の支援を行うなど、交流機会の充実に努めます。

② 多文化共生・国際理解の意識啓発

国籍にかかわらずだれもが参加しやすい、日本や本市の歴史・文化などに触れ、学ぶ機会をつくります。

また、外国人住民や日本人住民を対象にした多文化共生・国際理解に関する講座や講演会等を開催し意識啓発を図ります。

③ 多文化共生の担い手の育成・支援

まちづくりの担い手に多文化共生の意識をもってまちづくりに取り組んでもらうため、町内会などの地域や市民活動団体等への多文化共生・国際理解に関する講座を開催します。また、町内会などの地域や市民活動団体等の多文化共生に関わる活動を支援します。

▶主な事業・取組

- ○「多文化交流会」の開催
- ○様々な国の言語・文化・料理等を学ぶ講座の実施
- ○日本や安城市の歴史・文化に関する講座の実施
- ○「広報あんじょう」での多文化共生の意識啓発
- ○多文化共生・国際理解に関する講座の実施
- ○県が実施する「多文化共生月間」への参加
- ○多文化共生に関する意識調査の実施
- ○まちづくりの担い手に対する多文化共生講座の実施
- ○地域レベルでの多文化共生に関する取り組み事例の紹介

（２）外国人住民の社会参画

▶施策の方向性

外国人住民も地域の住民として、市や地域のために活躍できる社会を実現するため、外国人住民のキーパーソンの発掘・育成やネットワークづくりに努めます。

また、多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民も施策の立案・検討やイベントの企画、地域活動に参加できるような仕組みづくりや環境づくりに努めます。

▶個別施策

① 外国人住民のキーパーソンの発掘・育成とネットワークづくり

外国人住民同士が意見や情報を交換できる機会や交流できる機会をつくります。また、情報共有や外国人住民が集う場等との連携を通して、外国人住民のキーパーソンの発掘・育成や外国人住民同士のネットワークづくりに努めます。

② 外国人住民の地域への参画の促進

多文化共生のみに関わらず様々な分野について、外国人住民の意見を把握し、まちづくりに反映できる機会を充実します。

本市における各種講座やイベント等の情報が外国人住民にも伝わるよう、多言語ややさしい日本語で提供します。また、地域活動に関する情報の翻訳支援を行うなど、外国人住民の地域等への参画の促進に努めます。

③ 外国人住民主体の活動支援

外国人住民主体で取り組んでいる活動団体等に対して、まちづくりに関する情報を多言語ややさしい日本語で提供したり、関係機関と連携して支援を行います。

また、外国人住民主体の活動やイベントを日本人住民に情報提供するなど、外国人住民主体の活動支援に努めます。

▶主な事業・取組

- ○外国人住民の交流の場の開設
- ○外国人住民のネットワークに関する調査の実施
- ○外国人住民の意向把握調査の実施
- ○外国人住民会議の開催
- ○地域活動などのための翻訳通訳をサポートする仕組みづくり
- ○「安城七夕まつり」などイベントへの外国人住民の参加の促進
- ○各種講座やイベント等の多言語・やさしい日本語での情報提供の支援
- ○外国人住民主体の活動・イベントなどの情報発信の支援